

前橋市道路占用料徴収条例の改正について（議案第157号）

道路管理課

1 改正の理由

道路法施行令に定める国道占用料の改定等に準じ、道路占用料及びその算定基準を見直すため、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 道路占用料を次のとおり改める。

占 用 物 件		単 位	占用料 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510
	第2種電柱		790
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		460
	第2種電話柱		730
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		46
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	910	

			1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	19
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			27
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			41
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			55
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			82
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			190
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			270
	外径が1メートル以上のもの			550
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき	910
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			930
	地下に設ける通路			560
	その他のもの			910
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1か月	190	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるもの)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	190

	を除く。)		1か月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	標識		1本につき1年	730
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19
		その他のもの	1本につき1か月	190
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	190
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	1,900
		その他のもの		930
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	910
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1か月	190
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				91
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額

※ 「法」は道路法、「令」は道路法施行令

※ Aは、近傍類似の土地の時価

(2) 占用料の額が年額又は月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1か

月未満である場合の占用料の額は、1か月として計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

### 3 施行期日

令和3年4月1日